

## 松田町スポーツ大会開催事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、町内におけるスポーツに関する大会（以下「スポーツ大会」という。）を誘致し、スポーツ大会の開催の推進を図り、スポーツツーリズムを推進することにより地域経済の活性化につなげるため、予算の範囲内で松田町スポーツ大会開催事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、「スポーツ」とは、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に定める活動をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次条第1項に規定する補助対象事業を主催する団体の代表者であって、次のいずれにも該当しないものとする。

（1） 暴力団（松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

（2） 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（3） 暴力団員等と密接な関係を有する者

### （補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するスポーツ大会の開催とする。

（1） 松田町内の施設を使用して、令和8年9月1日から令和9年3月31日の期間に開催していること。

- (2) 入場料（これに類するものを含む。）を徴収しないこと。
- (3) 異なるスポーツ団体が5団体以上参加していること。
- (4) 松田町のスポーツ、産業及び経済等の振興に寄与するものであること。
- (5) 補助金の申請をしようとする年度内に完了すること。
- (6) その他町長が適当であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) eスポーツ又はマインドスポーツを目的とするもの
  - (2) 興行的要素又は娯楽的要素の強いもの
  - (3) 国、都道府県又は他市町村が主催するもの
  - (4) 国、都道府県又は市町村から別途負担金、補助金又は交付金を受けたもの
  - (5) 公序良俗に反するもの
- (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に伴う事業収入の額及び負担金、補助金又は交付金を受けている場合における当該補助金等の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に3分の1を乗じて得た額（当

該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、5万円を上限とする。

- 2 同一の交付対象者に対する補助金の交付は、同一年度内につき2回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、松田町スポーツ大会開催事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(変更事業計画書)(第2号様式)

(2) 収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)(第3号様式)

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、松田町スポーツ大会開催事業補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が第7条の規定による申請の内容の変更(交付決定額の10パーセント以内の軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の規定による変更の承認を受けようとするときは、松田町スポーツ大会開催事業補助金変更(中止)承認申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(変更事業計画書)(第2号様式)

(2) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（第3号様式）

(3) その他町長が必要と認める書類  
(変更の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、松田町スポーツ大会開催事業補助金変更承認通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該大会を終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、松田町スポーツ大会開催事業補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（第8号様式）

(2) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（第3号様式）

(3) 補助対象経費の領収書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めたときは、松田町スポーツ大会開催事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、松田町スポーツ大会開催事業補助金請求書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 1 4 条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた代表者に対し、交付を行った補助金の返還を求める。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

| 費目                     | 補助対象経費の内容                                                                                                                           |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報償費                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審判員等に対して支払う謝金</li> <li>・医師及び看護師等に対して支払う謝金</li> </ul>                                        |
| 旅費                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審判員等の要した交通費（実費）</li> <li>・医師及び看護師等の要した交通費（実費）</li> </ul>                                    |
| 消耗品費                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賞状、トロフィー、優勝カップ等表彰品</li> <li>・記念品、参加賞等</li> <li>・補助対象事業の実施に必要な消耗品</li> <li>・事務用品代</li> </ul> |
| 印刷製本費                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、チラシ、プログラム等の印刷に係る経費</li> <li>・コピー代</li> </ul>                                           |
| 通信運搬費                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・切手代、はがき代等</li> </ul>                                                                        |
| 使用料及び賃借料               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場使用料</li> <li>・補助対象事業の実施に要する車両、音響機材、AED等の借上げ料</li> </ul>                                   |
| その他町長が補助事業の実施に必要と認めるもの |                                                                                                                                     |